平成２９年（フ）第４７３号
愛知県瀬戸市品野町４丁目409番地の１
債務者　高橋　秀樹
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３３４号
大阪府羽曳野市野々上４丁目１番13―203号
債務者　遠藤　隆之
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
金沢市四十万３―366　イーストⅠ　B202、住民票上の住所金沢市光が丘１丁目88番地市営住宅62棟401号（従前の住所）金沢市光が丘３丁目４番地
債務者　徳島　祐希（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成29年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　佳織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
金沢地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４８号
群馬県太田市亀岡町401番地１　尾島ヴィレッヂＡ―103号
債務者　安藤　裕伸（旧姓清村）
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第４９号
群馬県太田市亀岡町401番地１　尾島ヴィレッヂＡ―103号
債務者　安藤こずえ
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第２９号
新潟県上越市大町１丁目１番２号
債務者　小川　　修
1　決定年月日時　平成29年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第４２号
長野市三本柳西１丁目５番地　ジョワハイツＡ　103号
債務者　原　　一朗
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４６６号
名古屋市中川区高杉町140番地　富信ビル303号
債務者　六車　小麦
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７７０号
大阪府豊中市箕輪２丁目８番９号
債務者　松本　洋一
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７５４号
大阪市西成区岸里２丁目11番３―405号、前住所大阪市浪速区元町２丁目７番24号　上垣ビル　204号
債務者　井後静理香
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７６５号
大阪市東淀川区上新庄３丁目20番10号
債務者　中辻　美佳
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７９１号
大阪府寝屋川市香里北之町15番14号(101号)、前住所大阪府寝屋川市田井西町19番17―602号
債務者　木野　眞治
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９３３号
大阪府高槻市番田１丁目40番１号　山昌モータース203号、前住所大阪府寝屋川市黒原城内町５番13号（301号）
債務者　谷口　友一
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４２号
大阪市東淀川区井高野４丁目６番６―106号
債務者　前田　奈美（旧姓戸澤）
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５２９号
大阪市西淀川区大和田３丁目９番14号　千船Ｄ　３Ｆ
債務者　大島　吉平
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５３６号
大阪府豊中市夕日丘３丁目10番18―104号
債務者　重成　直子
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５９５号
大阪市東成区玉津２丁目１番２号　ウーロ玉造　502号
債務者　酒井　陽介
1　決定年月日時　平成29年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部